

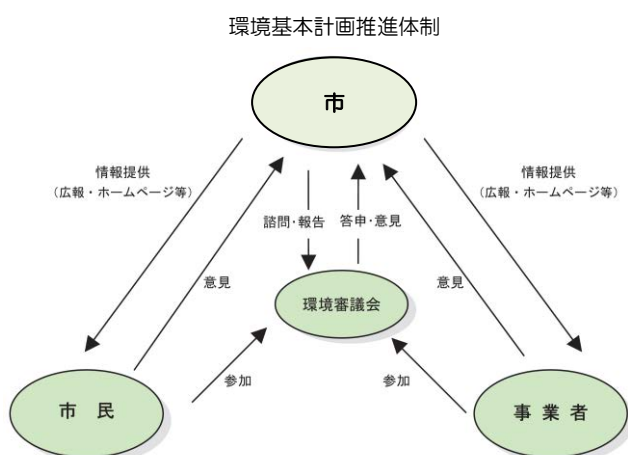
## 茨木市環境基本計画（平成16年3月策定）について

## 1. 経緯

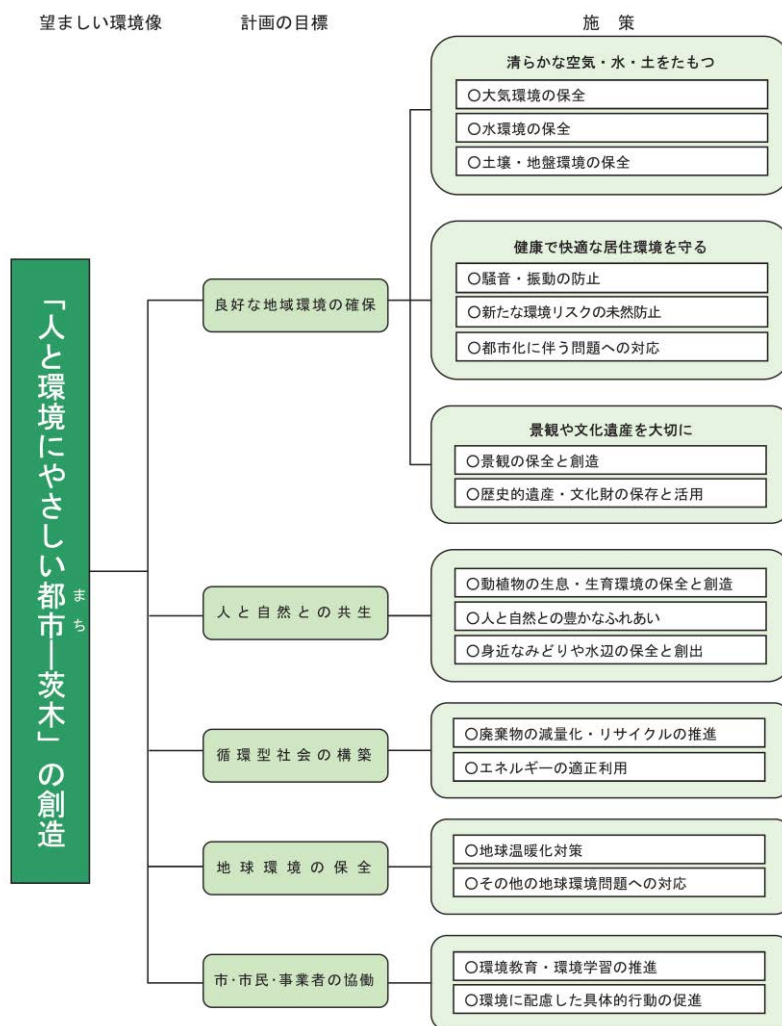
- 平成15年3月に環境の保全と創造について基本理念を定め、環境施策を総合的、計画的に推進するため、「茨木市環境基本条例」を制定。
- 茨木市環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する目標及び総合的かつ長期的な施策大綱として、平成16年3月に「茨木市環境基本計画」を策定。
- 計画期間は平成16年度から12年間（目標年次：平成27年度）
- 「人と環境にやさしい都市—茨木<sup>まち</sup>」をめざすべき環境像とするとともに、市・市民・事業者の役割を明確にし、環境施策を総合的、計画的に推進。
- 環境像の実現に向け、「良好な地域環境の確保」「人と自然との共生」「循環型社会の構築」「地球環境の保全」「市・市民・事業者の協働」の5つの目標を設定し、施策展開を図る。

## 2. 進捗管理・推進体制

- 「茨木市環境基本条例」第10条に基づき、本市における環境の現状及び環境保全に関して行った施策をまとめた年次報告書「いばらきの環境」を作成。
- 作成した「いばらきの環境」を市民・事業者・学識経験者が参画している「茨木市環境審議会」で報告するとともに、意見等をいただき、計画推進に反映。



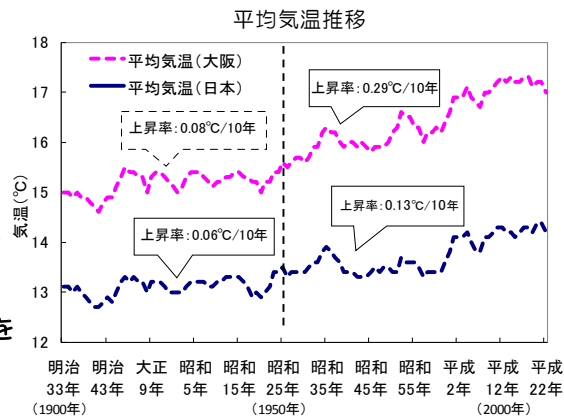
## 3. 施策の体系



## 良好な地域環境の確保

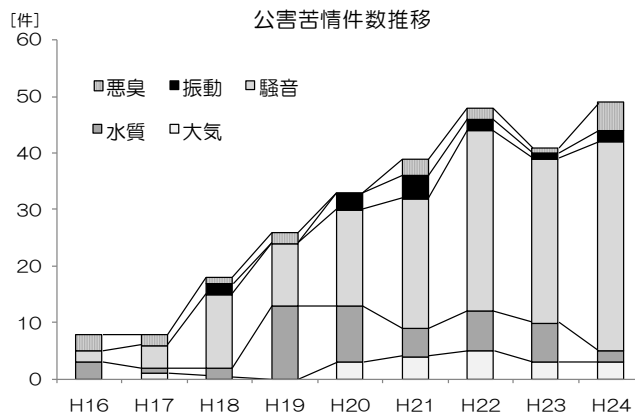
### ★現 状★

- 大気、水（河川、地下水）については概ね環境基準を達成し、健康被害や環境への大きな被害は発生していない。
- 騒音については、道路に面する地域、道路に面しない地域のそれぞれにおいて、概ね環境基準を達成している。
- 市内の工場・事業所に対し、法令等に基づく届出の受理、立ち入り検査等を行い、公害の発生は防止されている。
- 平成 21 年に「茨木市生活環境の保全に関する条例」を施行し、ライフサイエンス系施設に対し報告、立ち入り調査を実施。
- 平成 24 年度に大阪府からP R T R制度の事務移譲。
- 近年、ヒートアイランド現象が顕著となり、対策として、市民・事業者・市が一体となり緑のカーテンの取り組みを実施。
- 平成 22 年に景観法に基づく景観行政団体へ移行、景観計画の策定・景観条例を施行し、良好な景観へ誘導している。
- 茨木市文化財保護条例に基づき、文化財の調査・保全・紹介等を実施。



### ★課 題★

- 公害苦情件数のうち、騒音については増加傾向にある。その内訳は工場等を発生源とした「産業型の苦情」は減少し、建物の建設・解体工事を発生源とした苦情が増加している。
- 身近な生活環境では、都市生活型（路上喫煙・犬のふん）の問題に関する苦情が増加。
- ヒートアイランド現象が顕著であり、対策が必要。
- ライフサイエンス系施設との協定等の継続、化学物質の対応のための仕組みの検討が必要。



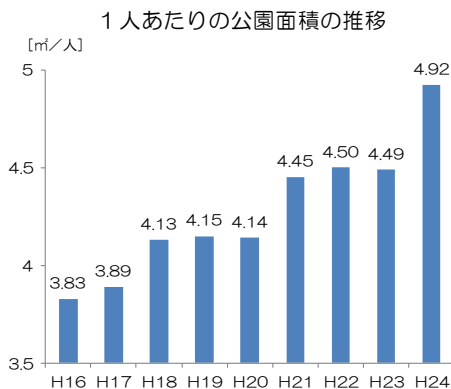
### ★今後の方向性★

現行環境基本計画		新環境基本計画
(1) 清らかな空気・水・土をたもつ	○大気環境の保全	・継続
	○水環境の保全	・継続
	○土壌・地盤環境の保全	・「土壌環境の保全」として継続 ※地盤に関して市としての取組み項目がないため
(2) 健康で快適な居住環境を守る	○騒音・振動の防止	・継続
	○新たな環境リスクの未然防止	・継続
	○都市化に伴う問題への対応	・ヒートアイランド対策については、みどりの観点から「都市とみどりの共存」に移行 ・その他の部分は「快適環境の保全と創造」として継続
(3) 景観や文化遺産を大切に	○景観の保全と創造	・「都市美化」に関する項目は「快適環境の保全と創造」として継続 ・「景観」に関する項目は「景観計画」へ移行
	○歴史的遺産・文化財の保存と活用	・歴史的景観に関する内容は、「景観計画」へ移行 ・文化財の動植物に関する内容は、生物多様性部分に記載 ・その他の部分は、環境を取り巻く社会情勢の変化により、新計画には記載しない

# 人と自然との共生

## ★現 状★

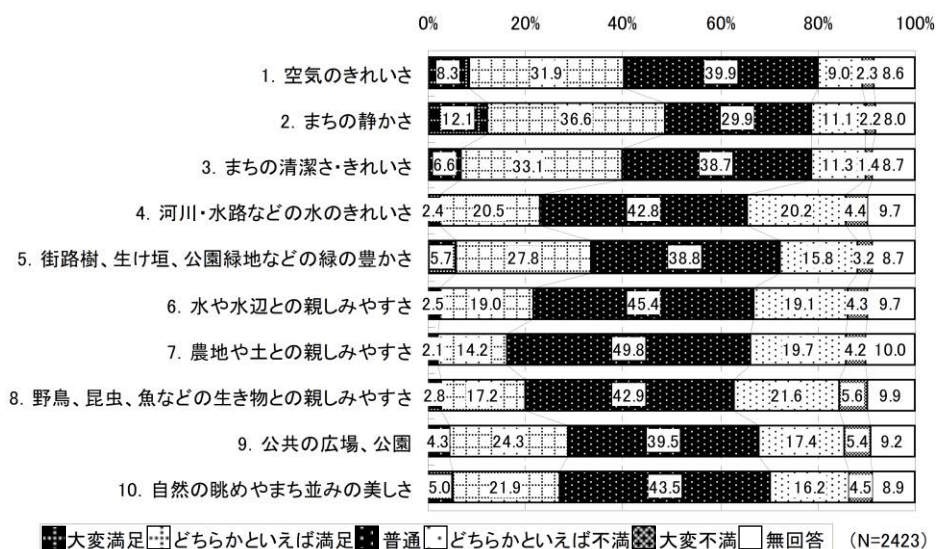
- 本市は、大きく分けて北部地域、丘陵地域、中心地域、南部地域に分けられる。
- 北部地域では、森林ボランティアを中心に里山保全活動が進んでいる。
- 地域によっては、生きものを知ってもらう取り組みなど、生物多様性に関する取り組みが始まっている。
- 市街地では公園整備が進み、1人当たりの公園面積は増加傾向にある。
- 市内の緑化については、緑の基本計画を平成12年に策定し、取り組みを進めている。
- 平成22年に「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（生物多様性保全活動促進法）」が制定され、地方自治体でも地域の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する計画を定めるよう努めなければならないとされている。



## ★課 題★

- 農林業従事者の高齢化等による担い手不足により、放置森林の増加が懸念される。
- 生物多様性について、市の専門となる部署がないため、横断的に対応できる仕組みづくりが必要。
- 市民アンケートでは、「水や水辺、生き物との親しみやすさ」への満足度が、他の周辺環境の満足度と比べて低いことから、地域の自然環境とのふれあいの場や地域の動植物の生息環境等に触れる取り組みも重要。

市民アンケート結果  
(周辺環境の満足度)



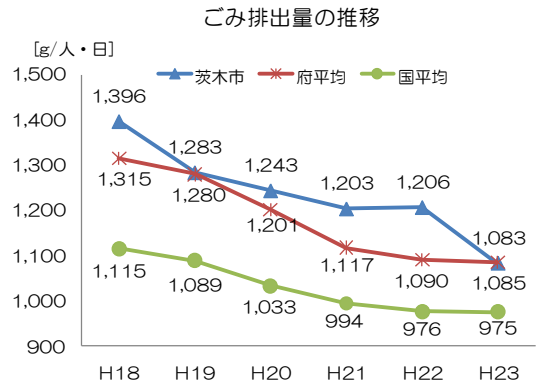
## ★今後の方向性★

現行環境基本計画	新環境基本計画
○動植物の生息・生育環境の保全と創造	・「生物多様性」や茨木市のみどりの特徴である「まちの緑」「農地」「里山」の保全、創造、活用の視点から記載 ・みどりにについては、大枠を掲載し、詳細な取り組みについては「緑の基本計画」へ
○人と自然との豊かなふれあい	
○身近なみどりや水辺の保全の創出	

# 循環型社会の構築

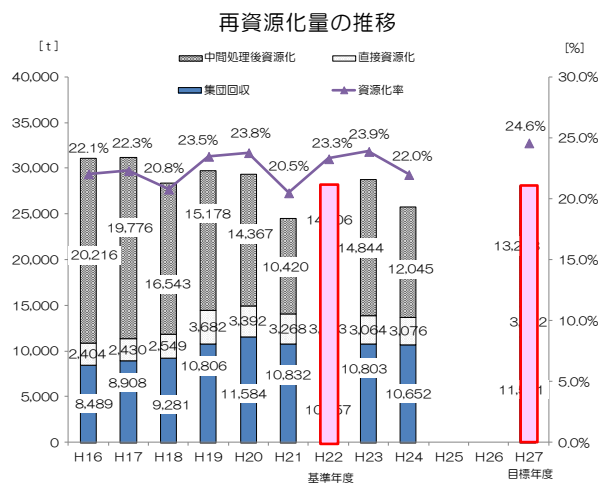
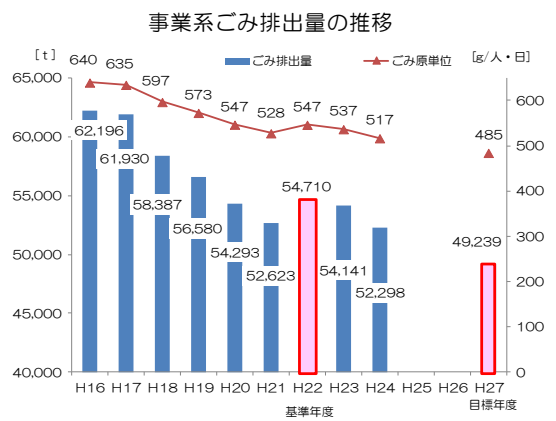
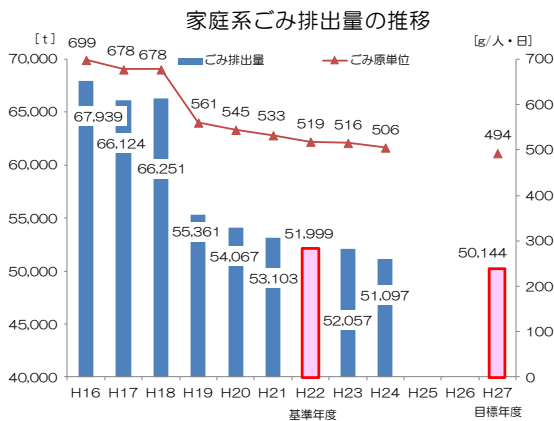
## ★現 状★

- 本市のごみ排出量は減少傾向。
- 再資源化量は平成 21 年度減少したが、ほぼ横ばい。
- 家庭系ごみの減量については、平成 19 年度に「ごみ袋の透明化」「資源物（かん・びん・ペットボトル）の品目別収集」「古紙類の収集」を実施。
- 事業系ごみについては、多量排出事業者（平成 24 年 10 月に月 5 t から月 3 t に見直し）に一般廃棄物減量計画書の作成・提出等を義務づけている。
- 大阪府中央卸売市場や食品流通センターがあるため、ごみ排出量が多い。



## ★課 題★

- ごみ減量が進んでいるが、一般廃棄物処理基本計画での目標（基準：平成 22 年度、目標：平成 27 年度）達成に向けて、さらなるごみ減量化・再資源化が求められる。
- このため、新たな分別区分（古布・化粧品瓶等）や事業者とのパートナーシップによる減量化・資源化の推進策の検討、ごみ減量の啓発などの取り組みが重要。
- 平成 25 年 4 月に小型家電リサイクル法が施行されたことに伴い、さらなる分別区分の検討が必要。



## ★今後の方向性★

現行環境基本計画	新環境基本計画
○廃棄物の減量化・リサイクルの推進	• さらなるごみの減量化・再資源化を進める必要があるため拡充
○エネルギーの適正利用	• 「地球温暖化対策」に関する項目に集約し、継続する

# 地球環境の保全

## ★現 状★

- 平成 24 年 3 月に茨木市地球温暖化対策実行計画を策定。市全域における、市民一人あたりの温室効果ガス排出量は減少傾向。部門別では、産業部門が約 4 割削減しているが、民生家庭部門、運輸旅客部門は増加。
- 公共施設等での取り組みは、「グリーン調達方針」や「公共工事における環境配慮手順書」など、「エコオフィスプランいばらき」に基づく取り組みを実践し、温室効果ガス排出量が約 4%削減（平成 19 年度比）。また、公共施設、駐車場、街路灯への LED 照明の導入、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入、低燃費自動車の導入も進展。
- 市民向けには、平成 16 年度から太陽光発電システム設置補助制度を、平成 24 年度からは高効率給湯器設置補助制度を開始し、申請件数がここ数年は特に増加。
- 事業所向けには、平成 22 年度から地球温暖化防止設備導入補助制度（※24 年度からは省エネ・省 CO2 設備導入補助制度）を開始し、太陽光発電システムや LED 照明等の普及を促進。
- その他の地球環境問題への対応として、酸性雨については、事業所対策等の大気環境保全対策を推進し、原因物質である窒素酸化物や二酸化硫黄の排出を抑制。
- オゾン層の保護については、公共施設のエアコン等のフロンガスを適正処理するとともに、市民へのエアコン・冷蔵庫の適正な廃棄方法等の周知を実施。

住宅用太陽光発電システム設置件数・出力の推移

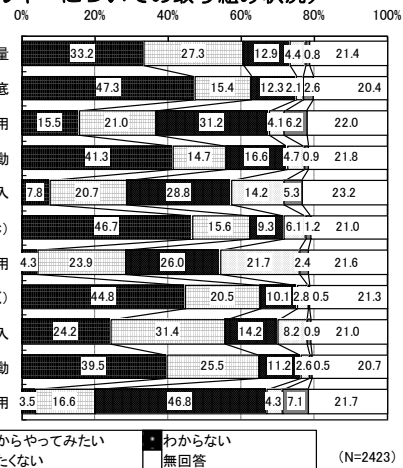


## ★課 題★

- 市全域の温室効果ガス排出量のうち、増加傾向にある民生家庭部門・運輸部門（自動車旅客）の対策が必要。
- 各主体（市民・事業者・市）と連携した取り組みが進むためのきっかけづくりの検討が必要。
- 引き続き、公共施設等への効果的な再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備の導入が必要。
- 今後、大規模開発等が想定されることから、低炭素建築物の推進や面的な対策が課題。
- 市民アンケート結果では「太陽光発電など自然エネルギーの利用」は、“やりたいができない”の割合が他に比べて高く、新たな普及促進策の検討が必要。

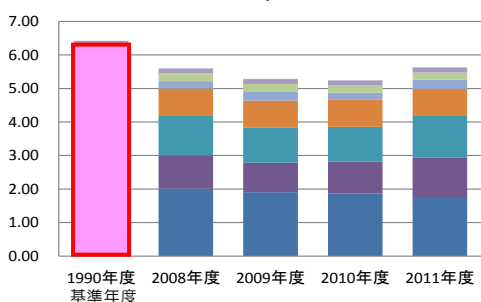
市民アンケート結果

（環境負荷の低減や省エネルギーについての取り組み状況）



(N=2423)

市域の1人あたりの温室効果ガス排出量の部門別推移 (t-CO2/年・人)



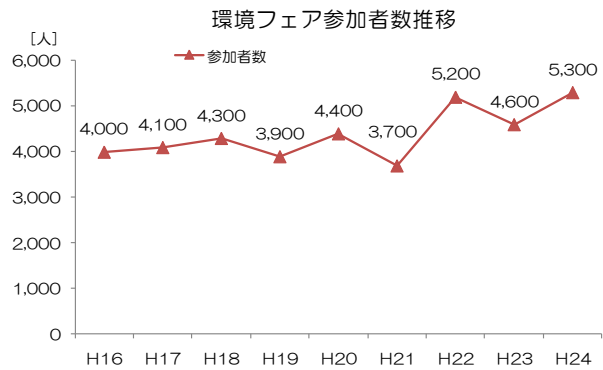
## ★今後の方向性★

現行環境基本計画	新環境基本計画
○地球温暖化対策	・さらなる地球温暖化対策を進める必要があるため拡充
○その他の地球環境問題への対応	・「大気環境の保全」に関する項目に集約し継続する

## 市・市民・事業者の協働

### ★現 状★

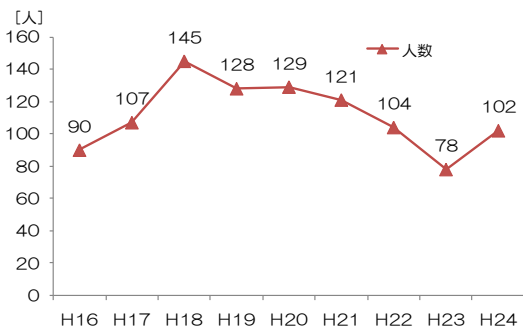
- 平成13年度から環境教育ボランティアによる環境教育支援（環境問題に関する学習会、研修会、観察会等の開催を求める市民に対して、技術的支援等）を実施。
- 広く市民等に本市の環境の現状や対策などの啓発を行う「いばらき環境フェア」を、市民団体や事業者等と連携しながら実施。
- いばらき環境家計簿を発行し、市民団体と協働で普及啓発を実施。
- 普及啓発冊子（いばらきの環境等）の発行。
- 緑のカーテンの取り組みを公共施設だけでなく、市民・事業者にもモニターとして取り組んでもらうなど、一体的に取り組むを実施。
- 環境市民講座、幼児環境教育講座の実施。
- 地域の環境活動については、花と緑の街角づくり推進事業や清掃活動等を実施。



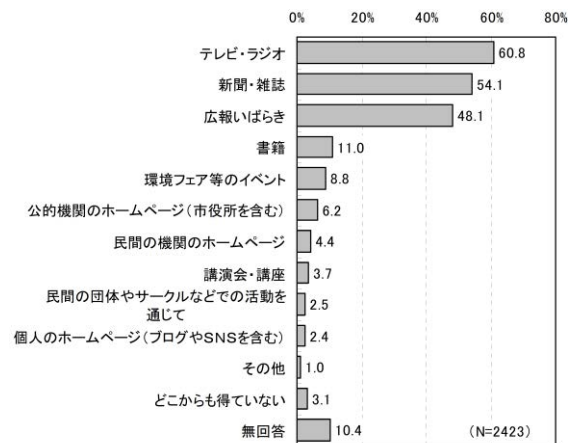
### ★課 題★

- 環境教育ボランティア講座による内容は大人向けのものが多いため、小・中学生向けの講座の検討が必要。
- 市民アンケート結果から、環境知識や情報の入手先の多くはテレビ・新聞等となっており、市からの効果的な啓発方法の検討や、より多くの市民へ参加していただけるような市民講座の実施方法等の検討が必要。
- 美化活動等の地域の環境活動については、身近な生活環境の向上のため、継続して取り組むことが必要。
- 各分野に横断的に関わる内容であり、「市・市民・事業者の協働」という部分の単独での評価が困難。

環境教育ボランティア派遣人数推移



市民アンケート結果  
(環境知識や情報の入手先)



### ★今後の方向性★

現行環境基本計画	新環境基本計画
○環境教育・環境学習の推進	・各分野に関係するテーマであることから、柱立てをせず、中心となる取り組みとして、各分野の項目に反映
○環境に配慮した具体的行動の促進	